

令和 8 年度 宮崎県私立高等学校等奨学給付金のご案内

県外・専攻科用

1 概要

高校生等のみなさんが安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担軽減のため、「奨学給付金（奨学のための給付金）」を給付します。（返済不要）

2 給付の区分

- (1) 定期給付： 全学年の住民税非課税世帯（生活保護含む）と下記【表 1】に該当する世帯に対して、7 月 1 日現在の状況に基づき判定し、年額を支給します。
- (2) 一部早期給付： 新入学時の負担軽減のため希望する新入生の保護者に対して、4 月 1 日現在の状況に基づき判定し、年額の 4 分の 1 の額（4 月～6 月分）を支給します。この場合、残額（7 月～3 月分に相当する額）は 7 月 1 日現在の状況に基づき判定するため、別途申請書の提出が必要です。

※ 新入生は、令和 7 年度、令和 8 年度ともに給付対象世帯区分が同じ場合は、「定期給付（年額）の 1 回申請」または「一部給付と定期給付（残額分）の 2 回申請」のいずれかを希望することができます。（最終的な支給額は年額と同様です。）

【表 1】定期給付 ※ 一部早期給付は下表の金額の 1 / 4 の額が支給されます。

課程	区分	区分ごとの給付額		
		住民税所得割 非課税世帯 (生保含む)	住民税所得割 105,500 円未満の世帯	住民税所得割 105,500 円以上 264,500 円未満の多子世帯 (3 子以上)
	制度			
	新	52,100 円	17,370 円	13,030 円
	旧		10,420 円	10,420 円

※ 就学支援金制度の対象外となっている外国籍の生徒は、旧制度での支給となります。

3 提出書類

- (1) 申請書
- (2) 国籍・在留が確認できる書類（下記のいずれか一つを提出してください。）
 - ア 住民票の写し（生徒分のみ）
 - ① 日本国籍の方：本籍地の記載があるもの
 - ② 日本国籍以外の方：国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの
 - イ 在留カードの写し等（国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの）
- (3) 日本の小学校、中学校及び高校等の卒業証書の写し又は卒業証明書（※）

※ 在留資格が家族滞在の者のうち、日本の小学校及び中学校の両方を卒業し、かつ日本で就労する意思がある場合のみ
- (4) 在学証明書

※ 基準日（一部早期給付＝4 月 1 日／定期＝7 月 1 日）時点で在学していることが確認できる証明書を提出してください。基準日が明記された証明書に限り、学校の既存様式でも可。
- (5) 保護者等全員分の所得課税証明書（生活保護を受給していない方）

※ 定期給付…令和 8 年度の所得課税証明書、一部早期給付…令和 7 年度の所得課税証明書
- (6) 個人対象要件証明書（専攻科 2 年生の生徒のみ）
- (7) 扶養親族申告書（扶養する子が 3 人以上の多子世帯に該当する方のみ）
- (8) 口座振込先申出書



4 提出期限

- (1) 一部早期給付： 令和8年9月15日（火）
- (2) 定期給付： 令和8年12月15日（火）

5 申請方法

本年度は原則**オンライン**での申請となっております。やむを得ない理由によりオンライン申請が難しい場合に限り、書類での申請をお願いします。

① オンライン申請

必用書類を御用意の上、下記の電子申請フォームより申請をしてください。

【申請フォーム】

<https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/apply-procedure/1474956070214520101>



こちらのQRコードより申請フォームにアクセスできます

② 書類申請

課税所得証明書は、申請が複数名（兄弟、姉妹）の場合、申請1名につき保護者等全員分が必要となります（コピー不可）。

③ 提出先（郵送もしくは持ち込みにて提出してください。）

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県 総合政策部 みやざき文化振興課 文教・奨学給付金担当

※ 申請状況及び給付日等に関するお問合せは、個人情報保護の観点から、申請者本人からのお問合せに限りお答えいたします。（配偶者やご家族からのお問合せにはお答えできません。）ご不明な点等ございましたら下記までお気軽にお問い合わせください。

問合せ：宮崎県みやざき文化振興課

(0985) 26-7118

【県ホームページ】

